

思う。

② 60代・女性：高齢の方が身寄りもなく日常生活や財産管理等不安な方が多く、金銭取り扱いや相続問題等のお手伝いをしていて、広報誌掲載で市民後見養成講座を知り受講した。それぞれの講義は専門職や経験豊かな実務者の方々が講師としてわかりやすく説明されたので、理解することができた。今後、各市町村での後見人制度の定着に向けての機運が高まることを期待する。



③ 60代・男性：退職後、再就職先の選択肢の一つと思えたこと、講座開催日が仕事へ支障なく冬前に講座修了できることから受講した。受講前は専門職の方々の話が聞けるとウキウキ気分でしたが、受任後は被後見人の意思を尊重し、その心身状態及び生活状況に配慮しながら身上保護や財産管理の事務を行い、死後事務で後見終了となる事を知った。まだ、葬儀や相続の経験がなく他の方の死に向き合う覚悟、心構えが今の私にはありません。今後、精神的負担の少ない日常生活支援事業の支援員として活動できればと考えている。

④ 60代・男性：現在の職場で財産管理の難しい複数の高齢者への支援を行っていて、後見人制度は活用できるのか。また、仕事に活かせるのではないかと気持ちから受講に至った。受講科目は自己決定を支援する意思決定やコミュニケーション、基本的な疾患の特徴についての講義も多くあり「人」との向き合う制度であることを繰り返し教えてもらった。後見人は被後見人の望む生活を実現するため苦慮する話を聞き、仕事上もっと



相談、報告をしていく必要があったと反省し今後に生かしたいと思う。

⑤ 80代・男性：定年後、ボランティアなど行ってきたが、より何か人のために役立ちたいという思いから市民後見人という役割を担えるかもしれないということで受講した。高齢化や障がい者の自立への気運が高まる中で市民後見人へのニーズが高く、それに応えるやりがいのある役割であることがわかり、講師の方々の実例を交えた生の声を聞き、活動の場面がリアルにイ

メージできるようになった。それに市民後見人をサポートしてくれる組織やネットワークが整いつつあることも知って安心した。今後、市民後見人の役割を担うことは時間的にも精神的にも容易でない事を痛感したので、覚悟を新たに市民後見人を目指していきたいと思う。

⑥ 60代・女性：市民レベルでこの活動を行うのは相当な覚悟と自己犠牲を持つと思ひ、自分には無理と感じていた。しかし、今後地域で支えあっていくためには、本人に深く関わっていく必要があると感じていたので市民後見人を学びたいと思ひ受講した。市民後見人は被後見人を取り巻く関係者や関係機関との連携を図り支援していくことを知った。また、受任ケースは家裁が選任してくれるという安心感。市民後見人を支えるサポート体制の整備として中核機関（権利擁護・成年後見センター）の存在、成年後見賠償責任保険への加入も義務付けられていることなど専門的な知識以外のことも理解することができた。今後、市民後見人活動を希望するが、受任できるまで社協の安心サポート生活支援員として活動していきたいと考えている。




IV 事業の評価・まとめ

・11市町村住民を対象に募集した結果、受講生は1市1町1村の6名と人数としては少なかったが、大変熱心に受講されていた。権利擁護や成年後見制度に高い関心を持ち、実際に自分で行ってみたいという地域の宝を発見することができた。成年後見制度について熟知した市民を輩出できた。

・各講師による講義内容も大変わかりやすく、成年後見制度や市民後見人、その他各種関連制度や障害特性等についても本質をとらえた講義をしていただき、受講生の関心や意欲がより高まった。

・意欲を持ち熱心に受講された方々が、具体的に活動できるためのシステム構築が、法人・地域関係機関の今後の課題である。

☆☆☆NPO 法人あいづ安心ネット☆☆☆
aizu-anshin-net@opal.plala.or.jp
 〒965-0830 会津若松市西年貢一丁目4番26号
 TEL: 0242-23-9014 fax: 0242-23-9015
 URL: <https://www.aizu-anshin-net.org>

 **NPO 法人あいづ安心ネット令和4年度 WAM 助成事業**

あいづ安心ネット市民後見人養成講座報告書

発行責任者：特定非営利活動法人あいづ安心ネット 理事長 小池達哉 発行：2023年2月6日

I はじめに

特定非営利活動法人あいづ安心ネット

理事長 小池達哉



当法人では、令和4年8月20日から11月19日にかけて、全7回にわたり、市民後見人養成講座を開催致しました。

受講者の方は、いずれも熱心に受講いただき、会場整理等にも積極的に協力いただくなど、感服させていただきました。

現在、後見制度の利用促進へ向け、検討が重ねられておりますが、その担い手の育成が喫緊の課題といっても過言ではありません。

その様な中、本講座を開催でき、かつ、有能な皆さまに受講いただいたことは、望外の喜びというほかありません。

受講された皆さまに、習得された内容を生かせる場が構築されるよう、努めて参りたいと思っておりますので、当地に市民後見が活用されるようになった際には、是非ともお引き受けいただきますよう、願っております。

最後になりますが、あらためて受講いただいた皆さま、講師をお引き受けいただいた皆さま、講座への参加募集にご協力いただいた皆さまに心から感謝申し上げます。今後ともご理解ご協力をお願い致しまして、はなはだ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

II 事業概要

(1) 事業目的

認知症高齢者の増加や知的障害者、精神障害者等の地域移行の推進により、親族等による成年後見が困難な人が増加するものと見込まれ、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられます。市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進し、また、市民後見人を育成することにより、

地域の成年後見制度の普及啓発に加え、地域住民が地域住民の支え手となって、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいに繋がりを、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に資する事を目的とします。

(2) 市民後見人養成講座カリキュラム

開催日	時間	内容	時間数	講師	
7月31日	10:00~11:30	事前説明会		あいづ安心ネット事務局	
1日目	8月20日	9:30~9:35 ○開講式、オリエンテーション	5分	あいづ安心ネット理事、事務局	
	9:35~11:05	○成年後見制度の基礎Ⅰ 成年後見制度概論	90分	司法書士 庄司遼	
	9:30~16:15	11:15~12:45 ○市民後見概論Ⅰ 13:35~15:05 ○対象者理解Ⅰ① 高齢者・認知症の理解 15:15~16:15 ○対象者理解Ⅰ② 認知症を持つ方との接し方	90分 90分 60分	医療創生大学 鎌田真理子教授 認知症介護指導者研修修了者 大庭美智 認知症介護指導者研修修了者 遠藤祐子	
2日目	9月3日	9:30~11:00 ○成年後見制度の基礎Ⅱ 法定後見制度、任意後見制度 成年後見制度利用促進	90分	行政書士 川島一紀	
	9:30~16:45	11:10~12:40 ○市民後見概論Ⅱ 13:25~14:25 ○成年後見制度と市町村の役割 ／成年後見制度利用支援事業 14:35~15:35 ○高齢者支援施策／高齢者虐待防止法 15:45~16:45 ○介護保険法	90分 60分 60分 60分	医療創生大学 鎌田真理子教授 会津美里町 河原田裕 会津若松市地域福祉センター 山崎一 会津若松市地域福祉センター 山崎一	
	3日目	9月17日	9:30~10:30 ○対象者理解Ⅱ① 障がいの理解 10:40~11:40 ○対象者理解Ⅱ② 障がいを持つ方との接し方 12:30~13:30 ○障がい者施策／障がい者虐待防止法 13:40~14:40 ○成年後見を取り巻く関係諸制度の基礎Ⅰ 健康保険制度、年金制度	60分 60分 60分 60分	相談支援専門員 相談支援専門員 機関型相談支援センター職員 特定社会保険労務士 社会福祉士 竹井亜矢子
		9:30~16:20	14:50~16:20 ○家庭裁判所の実務	90分	福島家庭裁判所支部 武藤真彦
4日目		10月1日	9:30~10:15 ○成年後見を取り巻く関係諸制度の基礎Ⅱ 税務申告制度	45分	税理士 大野健二
	9:30~16:35	10:25~11:25 ○地域福祉・権利擁護の理念 ／日常生活自立支援事業 12:15~13:45 ○対人援助の基礎Ⅰ 13:55~15:25 ○課題演習Ⅰ 対人援助、意思決定の支援 15:35~16:35 ○民法の基礎Ⅰ 家族法	60分 90分 90分 60分	会津若松市社会福祉協議会 菅原由貴子 会津大学短期大学部 木村洋也准教授 社会福祉士 塚原秀一 弁護士 小池達哉	
	5日目	10月15日	9:30~11:00 ○民法の基礎Ⅱ 財産法 11:10~12:10 ○成年後見の実務Ⅰ 申立て手続き書類作成、就任時の実務	90分 60分	弁護士 大野毅夫 司法書士 小池美恵
9:30~16:45		12:55~13:55 ○成年後見の実務Ⅱ 財産管理、財産目録の作成 14:05~15:35 ○課題演習Ⅱ 財産管理、相続、契約 15:45~16:45 ○成年後見の実務Ⅲ 身上保護、後見計画・収支予定の作成	60分 90分 60分	行政書士 星明人 司法書士 庄司遼 社会福祉士 菊地恵子	
6日目		11月5日	9:30~10:30 ○成年後見を取り巻く関係諸制度の基礎Ⅲ 生活保護制度	60分	会津若松市地域福祉課 鈴木晋光
		9:30~15:35	10:40~12:10 ○現役市民後見人による実証報告 12:55~14:25 ○課題演習Ⅲ 身上保護、後見活動の実務 14:35~15:35 ○成年後見の実務Ⅳ 報告書の作成	30分 60分 60分	市民後見人 福島市権利擁護センター 社会福祉士 谷川ひとみ 行政書士 小澤千香
	7日目	11月19日	9:30~11:00 ○成年後見の実務Ⅴ 後見事務終了時の手続き／死後事務	90分	司法書士 栗城和夫
9:30~15:20		11:10~12:10 ○課題演習Ⅳ 終了の手続き／死後事務 13:00~14:30 ○対人援助の基礎Ⅱ 14:40~15:20 ○修了証授与、登録等今後の流れについて説明	60分 90分 40分	行政書士 栗城和夫 会津大学短期大学部 木村洋也准教授 あいづ安心ネット事務局	



Ⅲ 具体的事業の取り組み

(1) 講座開催

開催時期:7月～12月 事前説明会、養成講座7回、

受講報告会 計9回開催

会場:会津若松市 ピカリンホール

(2) 講座内容

① 7月31日(土) 事前説明会 参加者 9名

内容:あいづ安心ネット事務局より、スライドを用いての講座説明を行った。参加者より全講座休まず出席することへの不安や専門知識のない市民が後見人として支援できるのかなど、率直な質問が多く出された。この質疑応答で不安軽減につながり、6名の受講申し込みがあった。

② 8月20日(土) 養成講座 1回目

内容:「成年後見制度の基礎Ⅰ成年後見制度概論」「市民後見概論1」「対象者理解1①高齢者・認知症の理解②認知症を持つ方との接し方」

アンケートより抜粋

・市民後見人としての心構えから日々の活動の仕組み、被後見人に寄り添う方法、自分が困った時の対応方法に至るまで理解できた。

・認知症を見るのではなく、その人なりの考えがあ



って行動しているので、その背景を推察することが大切だとわかった。

・後見人という立場の前に一人の理解者として接することが大事で、後見人がついたことで不幸になることがあってはいけないと思った。

③ 9月3日(土) 養成講座 2回目

内容:「成年後見制度の基礎Ⅱ法定後見制度、任意後見制度、成年後見制度利用促進」「市民後見概論」

「成年後見制度と市町村の役割、成年後見制度利用支援事業」「高齢者支援施策、高齢者虐待防止法」「介護保険法」



アンケートより抜粋
・市民後見人になる心構えや受任して悩んだ際の支援体制、

支援することの大切さも教えてもらった。

・法律行為が講じる事実行為はやれるが、それ以外の行為はやれないなど法律的なことが多く、

それを把握して対応していかなければならないのは大変だと思った。

④ 9月17日(土) 養成講座 3回目

内容:「対象者理解Ⅱ①障がい者の理解、②障がいを持つ方との接し方」「障がい者施策、障がい者虐待防止法」「成年後見を取り巻く関係諸制度の基礎1、健康保険制度、年金制度」「家庭裁判所の実際」

アンケートより抜粋

・障がいの分類や症状



・健康保険と年金の話は内容が多く2回にわけて講義してほしかった。時間をかけてゆっくり教えていただきたい内容であった。

⑤ 10月1日(土) 養成講座 4回目

内容:「成年後見を取り巻く関係諸制度の基礎Ⅱ・税務申告制度」「地域福祉・権利擁護の理念/日常生活自立支援事業」「対人援助の基礎Ⅰ」「課題演習Ⅰ対人援助、意思決定の支援」「民法の基礎Ⅰ家族法」

アンケートより抜粋

・関わり方では相手



の価値観を尊重、相手の気持ちや考え方を一旦受け止めることが大事であると感じた。

・意思決定支援の定義やプロセスの原則、大事なところをしっかりと伝えてもらった。

・身近ではあるが税金のことは難しい。預貯金の仮払い制度、特別縁故者の財産分与制などわかった。

⑥ 10月15日(土) 養成講座 5回目

内容:「民法の基礎Ⅱ財産法」「成年後見の実務Ⅰ申し立て手続き書類の作成、就任時の実務」「成年後見の実務Ⅱ財産管理、財産目録の作成」「課題

演習Ⅱ財産管理、相続、契約」

・財産目録の記載方法が理解でき、財産管理の苦労がわかった。



・演習で他の方の意見、講師の補足説明があり理解しやすかった。自分

で考えたことに対してのコメントをもらったので理解がより深まった。

・身上保護は本人の意思を尊重しつつやりすぎもいけないし、本人の意見を聞きすぎて損害があってもいけない。後見人は1人で抱え込まず相談しながら対応していくことも必要だと思った。

⑦ 11月5日(土) 養成講座 6回目

内容:「成年後見を取り巻く関係諸制度の基礎Ⅲ生活保護制度」「現役市民後見人による実践報告」「市民後見人を支援する仕組み」「課題演習Ⅲ身上保護、後見活動の実際」「成年後見の実務Ⅳ報告書の作成」



・生活保護の基本、扶助の種類(8種類)などが理解でき、受給義務もあることがわかった。

・現役市民後見人の話は自分で感じたり考えたりした過程を含め、活動への愛着と熱意が感じられよく理解できた。

・演習課題は事例で問題点や疑問点、強みなど教えてもらったので勉強になった。一人で悩まない、判断しない。あくまでチームで相談していくことが大事であることを肝に銘じた。

⑧ 11月19日(土) 養成講座 7回目

内容:「成年後見の実務Ⅴ後見事務終了時の手続き/死後事務」「課題演習Ⅳ終了の手続き/死後事務」「対人援助の基礎Ⅱ」

・実務経験に基づく話がたくさん聞け、ケースにより後見事務終了の手続きが異なること、実務経験豊富でも悩みながら行っていることなど、

わかりやすい説明でよかった。

・守らなければいけない基本的なことはあるが、親族に相談しても返答がない場合や法律だけで判断できないことがあり、相談しながら柔軟な対応が必要だと思った。

・最後、対人援助の講座で今までの振り返りを行うことができた。信頼関係を作る工夫、応答の仕方、共感を相手に伝える、話をまとめる等理解できた。



⑨ 12月13日(火) 16時～17時 受講報告会 オンライン(Zoom)開催

出席者:受講生 4名、会津若松市高齢福祉課・障

がい者支援課、会津若松市社会福祉協議会、会津坂下町役場生活課、柳津町役場町民課、福島家庭裁判所会津若松支部主任書記官、会津権利擁護・成年後見センター、事務局

内容:市民後見人養成講座概要、受講報告(受講者より)、受講修了生の活躍の場について、今後の活動について(意見交換)



・ほとんどの受講生から、講座で得た知識を今後も活用できるよう社会福祉協議会の日常生活自立支援事業から

関わり、その後、市民後見人へ段階的に進んでいきたいと考えている。

・関係機関からも市民後見人への期待や受け入れ体制について、前向きに検討していきたいとの話があった。

(3) 「市民後見人養成講座を受講して」

～課題レポートより抜粋～

① 50代・女性: 仕事やボランティアで認知症の方との関わりを持ち、権利擁護についての受講時に市民後見人養成講座を知り興味があり受講した。講座で学べば学ぶほど法律的な専門職の方々が関わるのがベストと感じた。しかし、講義を聞く中で傾聴や会話を通して人間的な心に関わるのは市民後見人の役割かもしれないとも感じた。今後、日常生活支援事業からその後、市民後見人へ進んでいくようにしたいと